



中部縦貫道路永平寺大野道路1工区くわ入れ式 (8月1日 吉野堺)

確かな未来へ

永平寺町の 行財政改革への取り組み



特集

行財政改革による

金残高は41億円減少

財政調整基金残高20億円余に

億5千万円の経費を削減しました 財政改革に積極的に取り組み、約18 町の取り組みをご紹介します。 <mark>永平寺町では、平成18年度から行</mark>

行財政改革の必要性

られています。 進と快適で安全なまちづくりが求め の変化によって、質の高い行政の推 確実に地域社会へ浸透してきてお います。高齢化や高度情報化などは 近年の社会情勢は急激に変化して 町民の皆さんの意識や生活様式

に力を入れる必要があります。 もに、時代に合わせた事業の選択等 にわたる経費削減を推し進めるとと めには、これまで以上に、歳出全般 このため、強固な財政基盤を確立 安定した町民サービスを行うた

人件費で…

6億6,158万円削減

8億7,757万円削減

事務事業の見直しなどで…

3億1,111万円削減

改革に取り組む必要があります。 行政運営を目指し、 用しながら住民の視点や中長期的視 めるなど、限られた財源を有効に活 また、町税を含めた歳入確保に努 より一層簡素で効率的な 継続的に行財政

進めるとともに、行政サービスの向 保と透明性の向上」の5項目に区分 成」「電子自治体の推進」「公正の確 自立性の高い財政運営」「人材の育 を「効率的な行政運営」「自主性 上を図るため、歳入・歳出全般にわ 組織や事務事業の徹底した見直しを たり見直しを行いました。改革の柱

効率的な行政運営

Ι

事務事業の見直し、 化などに取り組んでいます。 組織の再編、 効率的な行政運営を行うために、 職員定数と給与の適正 公共施設と行政

行財政改革の取り組み

改革を進めるにあたっては、 行政改革を進めてきました。 行政

●窓口時間の延長など

7時まで時間延長を実施し、町民 サービスの向上に努めています。 137の事務事業の見直しを行いま 務事業の成果を明確化し、これまで 評価制度・システムを取り入れ、 スセンター、老人福祉センターなど の民間委託や河川公園やデイサービ 雪機械の貸与を含めた町道除雪作業 産税)の前納報奨金制度の廃止、除 保健課・税務課)を毎週火曜日午後 した。窓口業務(住民生活課・福祉 このほか、町税(町民税・固定資 事務事業の見直しでは、 事務事業の見直しを 事務事業

●効率的な組織の再編と

施設の利用

整備課)を廃止するなど、目的に沿っ 支所の課制 援課·商工観光課) 公共施設と行政組織の再編につい 本課 (福祉保健課・子育て支 (町民サービス課・地域 を本庁に集約し、

に取り組んでいます。 に指定管理者制度を導入し経費削減

的な新規職員の採用を行い、合併後 化館を資料館としてリニューアル めています。このほか、四季の森文 利用に努めています。 館を移転するなど、効率的な施設の し、永平寺支所に町立図書館永平寺 た組織の再編と適正な人員配置に努 職員定数と給与の適正化について 計画的な採用と 人件費の削減

を削減しました。 行い、人件費で6億6, もに、特殊勤務手当の見直しなどを の5年間で職員40人を削減するとと 定員適正化計画を策定し、計画 158万円

П 自主性・自立性の高い 財政運営

歳

入

できました。 用などについても積極的に取り組ん 税収入等の確保、町有地の売却と活 新たな財源の確保を図るため、

■永平寺町行財政改革の取り組み

町税収入の確保については、

嘱託

自主財源の確保

●税収確保など

進めました。町有地の売却と活用に による滞納徴収・整理で税収確保を り組み、福井県地方税滞納整理機構 徴収員を採用し町税の滞納整理に取

(単位:千円)

话口	内 容	H18		H19		H20		H21		H22			計	
項目			実績額		実績額		実績額		実績額		実績額		実績額	
人件費の 抑制	職員数の削減	9人	85,211	6人	63,050	12人	261,173	5人	118,852	8人	126,312	40人	654,598	
	特殊勤務手当の見直し						2,250		2,250		2,490		6,990	
	≣†		85,211		63,050		263,423		121,102		128,802		661,588	
経常経費の 抑制	電話回線整備による 料金の削減						1,500		1,500		3,336		6,336	
	消耗品、印刷等の 需用費の削減						4,123		12,366		3,896		20,385	
	複数年契約による 委託料等の削減										17,054		17,054	
	公用車の台数及び 管理経費の削減	16台	2,924	2台	546	2台	1,200	1台	763	_	558	21台	5,991	
	計		2,924		546		6,823		14,629		24,844		49,766	
事務事業の 見直し	事務事業の見直し		4,838		6,912		16,373		57,256		37,704		123,083	
	町民税・固定資産税の 前納報奨金制度廃止						8,000		12,000				20,000	
	≣†		4,838		6,912		24,373		69,256		37,704		143,083	
	繰上償還、借り換え による利子の削減				84,872		162,521		2,762				250,155	
公債費の 抑制	繰上償還による 元金の減額		134,967		205,466		255,653		31,332				627,418	
	≣†		134,967		290,338		418,174		34,094		0		877,573	
歳入の 確保	滞納町税収入の確保				7,220		7,850		5,660		23,349		44,079	
	有料広告掲載				360		360		510		530		1,760	
	町有地の売却					5筆 1283 ㎡	63,088	1筆 256 ㎡	9,330			6筆 1539 ㎡	72,418	
	<u></u>		0		7,580		71,298		15,500		23,879		118,257	
	計		227,940		368,426		784,091		254,581		215,229	1	,850,267	

ついては、未利用の町有地を積極的 めました。 に有料広告掲載による収入確保に努 を図り、町の広報紙やホームページ に売却処分を行い、財産収入の確保

出

るところは積極的に見直しを行って 正化など、歳出においても改革でき 経費の節減合理化、 補助金等の適

●複数年契約の導入など

事務の合理化・適正化

どについては複数年契約を取り入れ んでいます。 るなど、経費削減に積極的に取り組 維持管理費を縮減、事業の委託料な 話料金を節減、公用車を20台削減し 所や他の施設の電話回線を整備し雷 経費の抑制については、本庁・支

造の改革に取り組み、設計金額1千 競争入札の導入を行いました。 万円以上の工事を対象に条件付一般 スト縮減計画」を策定し、コスト構 公共工事については、「公共工事コ 容を精査し、適正化に努めています。 は、その必要性や費用対効果など内 各種団体に対する補助金について

Ш 人材の育成

削減が行政サービス低下につながら 正配置にも努めています。 ないように、人材育成方針の策定と 員研修を進めるとともに、 人事評価制度を導入し、計画的に職 人材の育成については、職員数の

IV 電子自治体の推進

明書等の発行についての利便性や事 務の効率化に取り組んでいます。 自動交付機を設置し、住民票や税証 政手続きのオンライン化を図るた 電子自治体の推進については、行 福井市のアオッサや役場本庁に

V 公正の確保と透明性の向上

報の適正管理、情報公開請求の適切 努めるとともに、広く意見を収集し らに事務の公正の確保と透明性の向 制度の導入に努めています。 な対応のほか、パブリックコメント 文書管理システムを活用した行政情 反映できる体制を構築しています。 上を図るために、常に情報の公開に 事務事業の執行にあたっては、さ

関する法律(財政健全化法)」によ る指標には、5つの指標に「早期健 「地方公共団体の財政の健全化に

職員の適

会計を併せた連結決算により地方公

行政改革による

財政の改善進

再生基準(レッドカード)」が設け 全化基準(イエローカード)」「財政

●財政健全化法とは

となり、イエローカードともいえる 防ぎ、財政状況が悪化した地方公共 体とはならず、地方公共団体の姿を くら累積赤字があっても財政再建団 注意喚起の段階がありませんでし リレッドカードが出て財政再建団体 財政規模※の2%を超えるといきな 体の普通会計において赤字額が標準 地方公共団体の財政を再建する法律 に促すための法律です。これまでも 団体に対して早期に健全化するよう 表したものではありませんでした。 た。また、特別会計や企業会計にい はありました。しかし、地方公共団 財政健全化法では、標準財政規模 地方公共団体の財政破綻を未然に

チェックし、さらに特別会計や企業 に応じて、「早期健全化基準」「財政 再生基準」の2段階の基準が設けら れており、2段階で財政悪化を

> ※標準財政規模…その地方公共団体 にしようとするものです。 共団体全体の財政状況をより明らか 模を表します。 が自由に使える財源の標準的な規

●5つの指標とは

①実質赤字比率

るということになります。 解消の期間も長期にわたる可能性が や歳入の増加策を講じるとともに、 程度を指標化、財政運営の悪化の度 高くなるなど深刻な事態になってい くるので、より多くの歳出削減対策 るほど、赤字の解消が難しくなって 合いを示すもの。この比率が高くな 地方公共団体の一般会計等の赤字の 福祉、教育、まちづくり等を行う

②連結実質赤字比率

歳入の増加策を講じなければならな るほど、より多くの歳出削減対策や いを指標化し、財政運営の悪化の度 合いを示すもの。この比率が高くな し、地方公共団体として赤字の度合 全ての会計の赤字や黒字を合算

指標で見る町の財政状況

健全化判断比率と資金不足比率

		<u> </u>	\ P			
健全	: レベル	健全財政	早期に手当を イエローカード	財政悪化 レッドカード		
	内容	永平寺町の状況	早期健全化基準	財政再生基準		
①実質赤字比率	一般会計を中心とした赤字 の割合	赤字になってい ない	14.33%	20.00%		
②連結実質赤字比率	全ての会計の赤字の割合	赤字になってい ない	19.33%	40.00%		
③実質公債費比率	年間の借金返済額の割合	14.5%	25.0%	35.0%		
④将来負担比率	将来負担が見込まれる負債 の割合	88.5%	350.0%			
⑤資金不足比率	各公営企業の資金不足額が 事業の規模に占める割合	資金不足になっ ていない	20.00%			

※早期健全化基準…国が定めた基準で、この基準を超えると早期に財政の手当が必要となります。

※財政再生基準……国が定めた基準で、この基準を超えると、財政が悪化し国の関与の下で財政再建に取り組むことになります。

	平成19年度	平成22年度	比較
実質公債費比率	19.0%	14.5%	4.5%の改善
将来負担比率	148.1%	88.5%	59.6%の改善

⑤資金不足比率

なるほど、料金収入で資金不足を解 較して指標化し、経営状態の悪化の 事業規模である料金収入の規模と比 度合いを示すもの。この比率が高く 公営企業の資金不足を公営企業の 間にわたる可能性が高くなります。 くなり、また、その解消期間も長期

③実質公債費比率

の比率が高まるほど、財政の弾力性 治体の収入に対する負債返済の割合 などの一般会計の資金繰りの危険度 及び資金繰りの程度を示すもの。 赤字団体に転落する可能性が高まる に準ずる額の大きさを指標化し、 借入金(地方債)の返済及びこれ 他の経費を節減しないと 自

が低下し、

を示す指標です。

CARD

RED Z

④将来負担比率

言えます。 高い場合、将来こうした負担額を実 性の度合いを示すもの。この比率が 指標化し、将来財政を圧迫する可能 るなど問題が生じる可能性が高いと んので、今後の財政運営が圧迫され 際に支払っていかなければなりませ 性のある負担等で現時点での残高を 〔地方債〕や将来支払っていく可能 地方公共団体の一般会計等の借金

> とになります。 公営企業として経営に問題があるこ 消することが難しくなりますから、

「早期健全化基準」を超えると イエローカード。

「財政再生基準」を超えると

レッドカード。

ります。 生基準を超えれば財政再生団体とな 超えれば早期健全化団体に、財政再 の指標の1つでも早期健全化基準を 健全化判断比率については、5つ

るという制度なのです。 の下で財政再建に取り組むことにな できない事が明確になればレッド 与え、その自治体自らが財政再建が カード(早期健全化基準)で警告を 状況が危うくなった時点にイエロー ことになります。具体的には、財政 政健全化計画を策定し、自主的な改 カード(財政再生基準)で国の関与 善努力による財政健全化に取り組む 早期健全化基準を超えた場合、

●健全化進む財政状況

を下回りました。 いずれの指標も「早期健全化基準 の資金不足比率を算定したところ 判断比率と特別会計・公営企業会計 平成2年度の決算に基づき健全化 実質公債費比率については、健全

広報永平寺特集号

化の判断基準としても用いられ、平

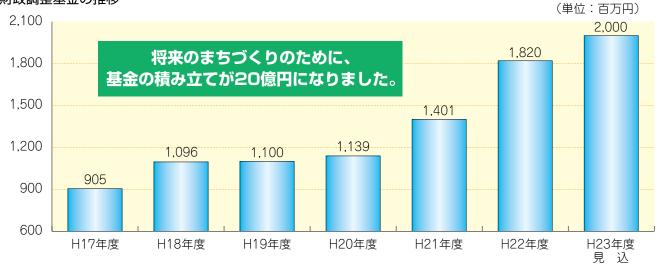
ポイントの減、 財政の健全化について、各関係団体 出するようになりました。町では 字比率については、ともに黒字で、 移からもわかるように、大幅に改善 況については、それぞれの指数の推 組んできました。その取り組みの状 との協議を重ねながら積極的に取り ついては、平成19年度決算を基に算 全な運営となっています。 金についても資金不足ではなく、 また、特別会計・公営企業会計の資 を示しています。 回っており、財政が健全であること 350・0%をそれぞれ大幅に下 は88・5%で、 化基準の25・0%を、 成22年度では、 健全化判断比率と資金不足比率に また、実質赤字比率・連結実質赤 積極的な取り組みで 実質公債費比率では、 14 早期健全化基準の 将来負担比率は ・5%で早期健全 将来負担比率 大幅な改善に

■町債残高の推移

59.6ポイントの減となっています。



■財政調整基金の推移



■主な財政指標の推移

(単位:%、百万円)

項目 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収支比率	88.4	86.1	85.0	80.1	79.3
財政力指数(3ヵ年平均)	0.389	0.419	0.450	0.450	0.440
標準財政規模	5,323	5,479	5,898	6,068	6,250
普通交付税交付額	2,956	3,031	3,064	3,144	3,315

[※]経常収支比率…低いほど財政が健全である。県下市町の中で永平寺町は2番目に低い。(平成22年度)

公債費の抑制と基金の積立

健全化を図っています。 構造改革を積極的に推進し、財政の 構造改革を積極的に推進し、財政の る収支バランスも視野に入れ、財政 を積極的に推進し、財政の は、基金積 財政基盤を強固にするため、経常

|5年間で41億円削減

起債残高

町債発行額を抑制して、町の借金残 繰上償還や借換えができました。こ 21年度にかけて16億9千8百万円を の協議を重ね、平成18年度から平成 債を低利借換えにより債務を減らす の中には、借入利率が6%、7%と 高を減少させるよう引き続き努力を 計画的な事業の選択と推進を図り 41億円の削減し、162億2千7百 の結果、平成22年度末の起債残高は 政運営に大きく影響を与えていまし 利率の高いものが含まれており、財 203億2百万円でした。この起債 万円まで縮減できました。今後とも ことに努めました。国や県と幾度も 合併時の起債(町の借金)残高は 町では、繰上償還や高金利の記

20億円余に則断調整基金が

は全な財政運営を行うため、自治は全な対ました。 は全な対政運営を行うため、自治は全な対象では、約18億2千万円の成22年度末では、約18億2千万円の成22年度末では、約18億2千万円のが10円では、平成18円を積み立てし、総額は、20億千万円を積み立てし、総額は、20億千万円を積み立てし、総額は、20億円余となりました。

また、借金の償還に充てるためのまた、借金の償還に充てるための基金では、平成22年と一般会計の基金残高は、平成22年と一般会計の基金残高は、平成22年と一般会計の基金では、24億6千6百万円となっています。

今後の財政運営にあたって

●健全財政の維持を

は88・4%でしたが、平成22年度でたでいることを表し、平成18年度でかどれくらい充てられているかといがどれくらい充てられているかといがとれくらい充てられているかといがとがられていることを表し、平成19年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%では80・4%でしたが、平成2年度では80・4%では80・4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%では80・4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%では80・4%では80・4%では80・4%でしたが、100~4%では80・4%では80・4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたが、100~4%でしたがといる。100~4%でしたがといることがは80~4%でしたがは80~4%でしたがは80~4%でしたがは80~4%でしたができるでは80~4%でしたがといることがは80~4%でしたがは80~4%でしたがは80~4%でしたがは80~4%でしたが100~4%でしたが100~4%でしたが100~4%でしたが100~4%でしたが100~4%でしたが100~4%でしたが100~4%では80~4%でしたが100~4%でしんが100~4%でしんが100~4%でしんが100~4%でしんが100~4%でしんが100~4%でしんが100~4%でしんが100~4%でしんが100~4%で

す。

立つのでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のではは、日本のではは、日本のではは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日本のはは、日

後も健全化に努めて行きます。交付税の交付額も増加しており、今源の規模を示す標準財政規模や普通また、各自治体の標準的な一般財

●将来を見据え

負担の少ない起債の活用

全様を行った市町村には、国の財合併を行った市町村には、国の財本間(平成27年度まで)に限り発行できる「合併特例債」があります。できる「合併特例債は、通常の起債とこの合併特例債は、通常の起債として発行できるほか、その元利償還とって、事業費の5%までを起債として発行できるほか、その元利償還とつの合併特例債は、通常の起債として発行できるほか、その元利償還とのでは、将来のことも踏まえ、平成27年度末までに行う事業について、負担の少ないこの合併特例債のて、負担の少ないこの合併特例債の方用に努めて行きます。

●適切な事業の選択

ら、適切な事業の推進に努めて行き将来の財政状況を十分に勘案しながこれからの町づくりにおいては、

展と行政サービスの向上のためのま全ての地域が良くなる、均衡ある発し、適切な事業の選択、実施に努めし、適切な事業の選択、実施に努めし、適切な事業の選択、実施に努めます。国の施策や社会情勢がめまぐます。国の施策や社会情勢がめまぐ

さらに改革を進めます

ちづくりを進めていきます。

改革を推進していきます。 の向上のために、更に強力に行財政の向上のために、更に強力に行財政・中ビスを行い、確かな未高い行政サービスを行い、確かな未高い行政サービスを行い、確かな未のが単に取り組んでいきます。質の

フ 広報永平寺特集号



用財

経常収支比率



場 合 政状況を一定の基準で分析する 税が主なものです。 表す指標で、 源をどの程度持っているのかを を提供するために必要な どに利用されます。 自治体が通常の行政 (財政運営の指標算出) 普通交付税と地方 自治体の財 般財

用財

語政

標準

財政規模

どれぐらい充てられているの 年経常的に支出される経費 (町税や地方譲与税など) 毎 年 公債費、 É $\bar{\blacksquare}$ に 使用で 扶助費など) かに人毎人

行財政改革によって生み出した財源で、新しい事業に取り組みました。

行財政改革で生み出した財源は、財政の健全化を図りながら、より安心して住みやすく活力のあるまちづくり のために多くの新規事業を行うなど、積極的に役立てています。その一例を紹介します。

- 産業フェアの開催(町内の産業を広く町内外への周知 と町内産業の活性化を図るために、農商工ブランド 発信協議会を設立、産業フェアを開催。)
- わがまちにこにこ買い物支援事業(商工会が発行する お買い物券のプレミアム分を助成。)
- レンゲ米(有機米)学校給食推進事業(町内で生産さ れるレンゲ米を町内の学校給食に提供。)
- 校外学習時のバス配備(児童・生徒の社会科などの校 外学習時に大型バスを借り上げ、配備。)
- 学校図書の充実(子どもの豊かな人格形成や基礎的な 言語力を育むため、図書購入費を増額し学校図書の 充実を図る。)
- みんなで作る楽しい学校農園事業(農業体験を通して 協力する喜び、育て収穫する喜びと自然への恵みへ の感謝の心を育てる。)
- 豊かな体験学習(子どもたちが豊かな人間性や社会性 を養ってもらうことを目的に、学校単位で行う自然 体験や農林業体験学習に要する費用を助成。)
- 確かな学力の育成支援事業(各小・中学校の確かな学 力育成のための取り組みを支援)
- 防犯カメラとインターホーン、電子施錠の設置・緊急 連絡用携帯メール配信システムの構築(小・中学校 及び幼児園、幼稚園に配備)
- 特別支援教育支援員配置事業(様々な支援を必要とす る児童の学校生活上の介助や学習支援を行う支援員 を増員配置し、生まれ育った地域での学校生活を支 援。)
- 子どもの医療費助成事業(中学校終了までの子どもの 医療費を無料に拡大。)

- O歳児保育の実施、延長保育の受け入れ幼児園の増設 (受入年齢の引き下げ、受入施設の増設、ならびに 嘱託保育士等の雇用を増やし、待機児童のいない対 策を強化。)
- 保育料の軽減(保育料徴収基準の抑制や、第3子以降 の子どもの保育料を3歳まで無料化など、保護者の 保育料負担を軽減。)
- えいへいじ子育て応援の日設定(子育て応援の日を設 け、行政・地域・職場が一体となり、地域ぐるみで 子育て家庭を応援。)
- 支え合い元気で通学支援事業(特別支援学校に通学す る児童・生徒の送迎等通学を支援。)
- 障害者自立支援センター設立(身体に障害を持つ方々 の日常生活を支援し、安心して生活が送れるよう相 談や指導が受けられる自立支援センターを設立。)
- ガン検診の無料化事業(20歳以上のガン検診を無料、 乳ガンは40歳以上、前立腺ガンは50歳以上が無料 に拡大。)
- 地域でつくるみんなの健康づくり推進事業(町内8地 区をモデル地区に指定、地区を挙げての健康づくり 事業を支援。)
- 自主防災組織へ防災テントの整備(安全・安心な暮ら しを確保するため、万が一の災害時に速やかな対 応がとれるように、自主防災会全90地区に対して、 防災に活用するテントを整備。)
- 住宅火災警報装置設置補助(消防法の改正による住宅 用火災警報器の設置が義務化されたことから、町民 の生命と財産を守るため、警報機設置費用の一部を 補助。)